

台風等異常気象時の登下校について

1 暴風警報が発令されたとき

(1) 登校前、尾張旭市を含む愛知県に「暴風警報」が発令されていたら、登校しない。(自宅待機)

① 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常通り登校する。

② 午前6時30分～11時の間に警報が解除された場合は、家で昼食をとって、5時間目に間に合うように登校する。

(午後1時30分までに登校する。)

③ 午前11時以降警報が継続されている場合は、登校しない。

(休校)

(2) 在校中に警報が発令された場合

① 授業を中止し、速やかに帰宅する。(一斉下校)

② 但し、通学路の通行が危険な場合や帰宅が困難な場合は、下校が可能になるまで校内に待機させる。

2 特別警報が発令されたとき

(1) 登校前、尾張旭市を含む愛知県に「特別警報」が発令されていたら、登校しない。解除後も、学校から連絡(メール等)があるまでは登校しない。

(2) 在校中に特別警報が発令された場合は、授業を直ちに中止し、学校での状況判断により、「学校待機」または「保護者への引き渡し」のいずれかを行う。なお、学校待機中に、解除されても、安全が確認されるまでは学校待機とする。

3 その他の警報及び注意報の発令時については、平常通り授業を行う。